

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年4月21日（金）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 永 渕 健 一（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 大 川 隆 男（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 北 薊 信 孝（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 石 川 さおり（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 小 泉 敏 彦（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 前 田 領（東京弁護士会所属）
弁護士 西 畑 博 仁（第一東京弁護士会所属）
弁護士 山 下 瑞 木（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

定刻が参りましたので裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきますと思います。本日の司会役を務めます刑事第4部の裁判官の永渕と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の意見交換会では、「評議のあるべき姿とそのために必要な審理」というテーマを設定させていただきました。いささか堅苦しい表現になりましたが、要は裁判員裁判における評議を今後一層よいものにしていく、そのために評議のあり方そのものについて、さらにその評議の前提になる公判での審理について、それぞれどんなことを考えていかなければいけないのか、実際に裁判員裁判を経験された皆様の御意見を伺って、我々法律家が引き続き改善なり工夫なりを考えていくヒントにさせていただきたいという趣旨で、テーマを設定させていただきました。

もう少し敷衍いたしますと、評議は6人の裁判員の皆さんと我々職業裁判官3人とが、いわば一つのチームを形成して、被告人が起訴されている事実について有罪かどうかの事実認定をし、それから仮に有罪だとすればどのような刑を科すのが相当かという量刑を決めていく作業であります。チームとしての結論をチームで出すわけですから、チームのメンバーが自由闊達に意見交換できることが必須の前提であろうと思います。そして、メンバーがそれぞれ自由闊達に意見を述べ合う前提としては、メンバーそれぞれが、今回自分たちの扱う事件がどんな事件なのか、どういうところが争点として争われているのか、どんな証拠があるのだろうか、そして当事者はその証拠関係についてどんな見方をしているのだろうかといったことを正しく理解している必要があるだろうと思うわけであります。

そこで、今行われている評議、その前提となる公判での審理が果たしてそういった要請を十分に満たしているのかどうか、実際の裁判員裁判を御経験になられた皆様から御感想を伺って、改善なり工夫点なりのヒントにさせていただこうという問題意識からお伺いしていきたいと思います。御意見を伺うに当たっては、いわゆる評議の秘密を守っていただくことが必要ですが、皆さんが振り返ってみて、あの場面に関してはこんなことを感じたんだよねとか、考えたんだよねというようなことは感想ですから、どうぞ忌憚のないところを御紹介願いたいと思います。また、法廷で見聞きされたことも公開されており、守秘義務の対象にはなりませんので、遠慮なく御発言をいただいで結構かと思えます。

今日の進行には、まずは経験者の皆さんがそれぞれどういった事件を御担当になったのか、ごく簡単に私のほうから御紹介をさせていただきまして、その後に順次皆さんのほうから、特に評議についての全般的な御感想を伺っていききたいと思います。その後、少し話を具体化して、評議そのもののあり方についてお感じになったこと、お考えになったことを伺っていきたく思

います。さらに、少し時計を巻き戻して、評議の前提となっている公判での審理、この審理のあり方について、お感じになったこと、お考えになったことを御紹介いただきたいと思います。そして最後に、今後の裁判員裁判やそれを担う我々法律家について望むこと、この辺もうちょっと頑張れよとか、この辺もう少し考えたほうがいいんじゃないかとか、工夫をしたらどうだとか、何でも結構ですので、そういった辺りも伺いたいと思っております。ただし、この話題事項の範囲に今日の議論を限定するというような趣旨では決してなく、あくまで例示としてお示ししたものにすぎませんので、どうかお感じになった点、お考えになった忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず1番の方が御経験になった事件をざっと紹介いたします。道を通行中の被害者に対して、バイクで追い抜きざまにバッグをひったくろうとして引きずって被害者にけがを負わせたものの、結局バッグは奪えなかった強盗致傷の事案です。被告人の側は被害者のバッグが偶然引っかけただけで、ひったくりの実行行為はやっていない、さらに、当時睡眠導入剤を服用していたため、精神状態が通常ではなく、心神耗弱状態だったという主張をして争った事案のようです。裁判員として職務に従事していただいた期間は8日間と比較的長い事件で、かつ、心神耗弱、いわゆる責任能力という難しい論点を含む事案であったと伺っております。1番の方、どんな感想をお持ちでしょうか。

1番

実際に始める前までは、裁判員というものはあくまでもサポート的な立ち位置なのかなと思っていました、あくまで従来の裁判と同じように裁判所の方がリードして結審まで至るというふうに想像していたんです。しかし、実際に参加してみると、裁判員も裁判官も1票の重みも何も全部同じですという説明をいただいていたんですが、本当にそのとおりなんですね。そのこと

について、やはり責任の重さを感じるとともに、裁判員裁判という制度自体が、ただやってるだけというものではなくて、ちゃんと実のあるものなんだというふうに思いました。

司会者

どうもありがとうございます。続きまして2番の方が御担当になられた事件は殺人未遂の事案ですが、被告人が風俗店の利用を通じて知り合った女性を恨んでいたところ、ウェブサイトで恨む相手の女性に似た被害者を見つけたので、客を装って会い、被害者に対して殺意を持ってバールで殴ったり手で首を絞めたりというような行為に及んだものの、途中で人違いだと気がついて、殺害には至らず、傷害を負わせるにとどまったという事案です。被告人に殺意があったのかどうか、仮にあったとしてその殺意がいつ発生したのかといった辺りが争われた事案です。裁判員として職務に従事していただいた日数は6日間で、これも御苦勞があったのではないかと思います。2番の方、評議に関してどんな御感想をお持ちでしょうか。

2番

もともとそんなに裁判員裁判に興味があったわけでもなく臨んだんですけども、やってみると、こんなふうに進んでいくんだというのを、結構いろんな分かりやすい資料や説明があるので、そこは負担なくできたのかなという感想です。こういうものは選ばれてみないと、正直そもそも何も興味を持ってないというのが大きいと思いますので、選ばれること自体もかなり確率が低い、宝くじに当たるようなものという感じもちょっとしていて、一般的な国民にそういったものはもうちょっと伝えたほうがいいんじゃないかなという気持ちは持ちました。以上です。

司会者

ありがとうございます。続きまして3番の方には、覚せい剤の密輸という、皆さんには縁遠い事案を御担当いただきました。被告人が共犯者ら密輸組織

の人間と一緒にあって、2回にわたって覚せい剤をアメリカからの航空貨物に隠し入れて送って日本に密輸入しようとしたという覚せい剤取締法違反兼関税法違反の事件を中心とする事案でした。被告人は密輸以外の事実を認めていて、2件の密輸についても、全く関与していないとは言わないけれども、脅されて嫌々協力させられていたにすぎず、自分は単に手助けしただけである、法律的には幫助犯というのですが、正犯ではなく幫助犯にとどまるという主張をして争った事案です。裁判員としての職務従事日数は6日間でした。3番の方、どんな御感想をお持ちでしょうか。

3番

自分はこういう裁判という制度に関わるということ自体がないと思っていたので、裁判員に選ばれて本当にびっくりしたというのが一つと、あと実際に中に入って見て、裁判長はじめ裁判官の方がその都度具体的に、こういうふうに考えていくと分かりやすいですよというのを説明してくれたというのもあり、きちんと分かるように考え方を持っていたと思っています。本当に最後の最後まできちんとフォローしていただいた感が大きかったので、終わってからも会社に戻っても、そういう話をできたということはすごくプラスになったと思っています。

司会者

ありがとうございます。続きまして4番の方の事件ですが、これは被告人が事実関係を争わなかった、専ら量刑だけが問題になった事件のようです。ひったくり強盗で、その際に被害者にけがを負わせた強盗致傷を含むひったくりの事件三つと自転車の窃盗三つという事件です。裁判員としての職務従事日数は4日間でした。4番の方、御感想はいかがでしょう。

4番

私もまさか自分がこういう立場になるとは思っていなかったのですが、当然びっくりしたんですけれども、他の方も言われているように、いろいろな進め

方とか、いろんな専門用語も出てくるんですけども、分かりやすくそれぞれ解説してくださったり、いろいろ導いてくださったりということもあり、あまり戸惑うこともなく最後まで全うできたかなと思っております。人の人生に関わるようなことの何かの決定に関わることというのはそんなになんとも思いませんけれども、司法というものがこういった流れで動いているんだなというところを経験できたことは、人生においてすごく貴重な経験になったんじゃないかなと思っております。

司会者

ありがとうございます。では、続いて5番の方ですけども、横領と強盗殺人未遂の事件で、親しく交際していた知人から管理をゆだねられていた被害者の預金口座から合計5500万円余りを引き出して使ったというのが横領で、その5500万円余りの返済を免れるために、知人を殺そうとして手にかけてところ、途中で思いとどまって殺害するに至らず傷害を負わせた強盗殺人未遂ということで起訴された事件です。被告人は、横領は、贈与を受けたのであって横領したわけではないと、強盗殺人未遂に関しては、返済を免れるためではなかったから単なる殺人未遂にすぎないと事実を争ったようです。裁判員としての職務従事日数は7日間でした。どんな御感想をお持ちでしょうか。

5番

私がこの裁判員裁判に選ばれてしまったと言ったら、まず家族が非常に心配しまして、多分意見とかちゃんと言えないだろうし迷惑をかけるんじゃないかというふうな心配をしていました。けれども、終わった頃には非常に何か顔がしっかりしましたねと言われて、自分も、裁判官の方とか一緒に参加した他の裁判員の方とかと、ちゃんと一緒に進めることができたのかなと思って、それは自分にとってもよかったと思います。あと、6人と補充裁判員の方が2人いらして、8人全員で話をしたんですけども、補充裁判員の方

が非常に積極的に意見を言ってくださって、1人が突破口みたいなことをしてくださると、なかなか意見が言えなくても、それにつられて、こういうふうに言ってもいいんだなという感じで、またそれを裁判官の方が非常に見ていてくださって、均等に意見を引き出してくださったので、事件自体はすごく複雑で難しかったんですけども、意見を言う場面は割とスムーズにいけたかなと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。では、6番の方ですが、事実関係には争いがなく、専ら量刑が問題となる事件だったようです。たまたま電車に乗り合わせて同じ駅で降りた被害女性に対して、路上に押し倒すなどの暴行を加えて、その着衣の中に手を差し入れるといったわいせつ行為に及び、けがも負わせた強制わいせつ致傷という事件でした。裁判員としての職務従事日数は5日間でした。御感想いかがでしょうか。

6番

裁判員に選ばれて、地裁からお送りいただいたDVDとか、それからホームページを見て、裁判員制度とか評議についてあらかじめこういうものかなというのを認識しました。認識すればするほどちょっと重いなという感覚がありましたけれども、裁判所に来て、裁判長、裁判官のほうから、証拠に基づく判断、それから法令についての説明、また、量刑についての考え方等について十分な説明があったのと、それと評議の進め方については、割と均等に意見を述べさせるような流れがあって、割とスムーズに、思っていることを素直に発表できたのかなと思います。争点が、犯行の態様については争わないということで、量刑についての判断を求められるという裁判で、割と私個人にとってみると軽いほうの裁判だったのかなと思いました。貴重な経験をさせていただいたと思います。

司会者

ありがとうございます。もうちょっと事実関係が争われるような事件がよかったですか。

6 番

いえいえ。

司会者

こればかりは運ですのでね。続いて7番の方ですが、路上でけんかとなった相手である被害者から当初殴られるなどして、車で逃げようとする際に、その車で被害者をひいたりしてけがを負わせて、その結果死亡させてしまったという傷害致死事件を中心とする事案でした。被告人は、被害者の攻撃から身を守るための正当防衛だったという主張をしたのに対して、検察官のほうは、過剰防衛である、防衛は防衛かもしれないけれどやり過ぎだという争いがあったようです。裁判員としての職務従事は8日間でした。御苦労が多かったのではないかと思います。評議に関しての御感想はいかがですか。お願いします。

7 番

終わって一言で言うと充実感でいっぱいでした。補充裁判員の方含めて8名ですけど、皆自分たちでチーム何とかと、その何とかは裁判長の名前なんですけど、自分たちで名前を付けるぐらい仲よくなりました。本当に忙しい時期の事案でしたので、全員会社員で、仕事を休むのにみんな勇気が要ったんですけど、仕事をこれだけ休んでもやってよかったと全員口をそろえて言っておりました。ただ、一つ悔やまれるとといいますか、裁判員として選任された後、初日に初めて来ていきなり裁判が始まる、当日午後には証人が呼ばれて証人尋問が始まるということでございまして、みんなもどきどきしながらこの場にいるのに、何を質問していいかわからない、そんな中で私がようやくの思いで一つ質問したことが、後々すごく大きな争点になりまして、みんな後で、もっと聞きたかった、あの人にもっといろんなこと聞きたかった

というのを口々に言うておりました。ただ、議論はし尽くしましたので、どれだけ聞いても結論は変わらないと思いますけれども、やっぱりいきなりあそこにほうり込まれたのはちょっと後悔が残るという感じでした。

司会者

ありがとうございます。最後に8番の方ですが、傘がぶつかったことをきっかけに被害者と被告人がつかみ合いになり、その後その場を離れようと立ち去ろうとする被害者を追いかけて行って、被告人がバッグに入れていた小刀を持ち出して、右わき腹付近を突き刺し、殺害には至ってないんですけれども、けがを負わせたという殺人未遂の事案でした。殺意があったのかなかったのが争点となっていたようです。職務従事日数としては4日間でした。8番の方、御感想いかがでしょう。

8番

私も全くの素人で主婦なので、大勢の前で発言するというのも今まであまりなくて、評議というの何なのかも全然分からず参加したのですが、とにかく質問にも気軽に答えていただいたり、この事件に似ているような類似事件の統計の書類とか見せていただいたり、あと実際に使われたという凶器まで見せていただいたりして、本当にいろいろ考えさせられたり、判断材料となったりしたので、とにかく素人の私たちにもとても丁寧に説明をしていただいたりしたので、何とかこぎつけたというか、自分の中でも、ああそうなんだ、こういうふう動いていくんだというのを納得したというような気持ちです。あと、このようなことに参加できたことは、とても自分にとっては有意義なよい経験だったと思っております。

司会者

ありがとうございます。類似の事件の傾向というふうなことをおっしゃったのは量刑のグラフのことでしょうかね。

8番

はい。

司会者

大体似たような事件ではこんなふうな量刑がされているということを御参考までにお示しした場面のお話かと思えます。皆様、非常に肯定的な御感想をいただきまして、ありがとうございました。それはそれで大変有り難いお話なんですけれども、冒頭申し上げましたとおり、我々は今の裁判員裁判の運営がこれでもう完璧だなどとは全然考えていなくて、まだまだ改善点、工夫点はいっぱいあるというふうに思っております。そのためのヒントをいただこうということでお集まりいただいております。先ほど7番の方から、初日にいきなり証人尋問というのはちょっと無謀なんじゃないのと、端的に言えばこういうことですね。

7番

そうですね。

司会者

こういう御指摘もございました。ぜひそういった辛口の御意見、御感想をいただければと思います。お感じになったことがおありであれば、ぜひ教えていただければと思います。

さて、少し話を具体化させて、評議のあり方、例えば進め方ですとか、量刑の基本的な考え方、量刑ってそもそもどんなふう考えていくものですよというふうな裁判官の法律的な概念についての説明が十分分かる、なるほどなと思えるようなものだったのかとか、裁判官も当然そのチームの構成メンバーですから意見を言わなければなりません、その意見の述べ方ですとか述べるタイミングですとか、その点で何かもうちょっと考えてくれたほうがよかったというようなことなど、何かお気づきの点があれば、ぜひ教えていただきたいと思えます。

6番

私が担当した事件は強制わいせつ致傷という事件だったんですが、弁護士の事務所のホームページを見ると、そういう事件に対しての対処方針というのが書いてあるんですね。和解をしましよとか何とかいろいろあります。多いところでは5項目、6項目あるような弁護士事務所もありました。片や、最高裁の犯罪に対しての量刑のデータベースというのがあって、それから考え方というのは裁判上である程度一定のものが固まっていて、それで弁護士が被害者と会って事前に和解を取り付けるとか、情状を勝ち取る方策を弁護士事務所のほうでされて裁判ということで、裁判員にとってみますと、もう全部お膳立てができていて、そこにひょっこり入って判断をするということで、データベースからはみ出た形での判断というのは非常にしづらいです。執行猶予になるのと実刑になるのとでは、被告人にとって罰としての意味合いが全然違いますので、その中間的な何か処罰の方法がないのかなとかですね。また、そういうような性犯罪の厳罰化が行われる中で、データベースに基づく判断というのは本当に正しいのかどうか迷ったものもありました。

司会者

ありがとうございます。量刑というものを基本的にどういうふうにかけていったらいいのかといった点、多分説明があったかと思うんですが、その辺りの説明は腑に落ちるものだったでしょうか。それとも、よく分からないなという感じだったでしょうか。

6 番

説明自体は分かりますけれども、感覚的な意味で。その感覚で議論をするわけにはいきませんが、要するに事件における被害者、これは加害者に対して仕返しはできません。その際に弁護士事務所は専門の弁護士がいて、被害者のほうには、評定の中身まで当然話せないんで、仮にその被害者のほうで弁護士が立ってないとすれば、和解が成立しても、その辺の評価の仕方とかにちょっと難しい部分があるなというふうに感じました。データベ

ース、類似の他事案の事件についてと本件事件との個別性という部分を、もっと掘り下げて評定すればよかったなど。今から振り返るとそんなふうに思う部分もあります。

司会者

量刑の基本的な考え方それ自体は理解できないわけではないんだけど、それを実際に御担当になった事件の中で当てはめていく作業というのはなかなか難しいところがあって、最終的に評決で決まった量刑というのが本当にその事案にふさわしいものであるのかどうか、そこが何とも悩ましいといいたまいますか、もやもやしたものが残るといいたまいますか、そういう御感触ということなんでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

1 番

まず1点は、私が担当させていただいた事件に関しては、非常によかったと思える点がありまして、裁判長と裁判官の方2名でいかにファシリテートしていくかという役割を、事前にきちんと役割分担を決めてらっしゃったのか、それできれいにスムーズに話が進み、やはり意見が早い方、遅い方というのがいらちゃって、遅い方に関してもきちんと拾ってケアしていくというような進め方であったのはすごくよかったです。ここからはちょっと変わればいいかなという部分なんですけれども、評議にかかる時間というところなんですけど、職業裁判官の方はやはり日頃から慣れていらっしゃるので、こういう事実がありました、こうです、じゃあ次はどう考えましょうみたいなのが、すっすっすっすっす、もうほとんど型どおりにできると思うんですが、やはり裁判員は、基本的に全員初めてだと思うので、初めて見たものを咀嚼して、とりあえずやってみますけど、精いっぱいやっているものにとりあえずの意見であったり質問であったりというふうになっていって、もう少し、もう1.5倍でもいいので時間があれば、もう少し踏み込んで考えたり、さっき7番の方も言っていましたけど、尋問に対しても、あっ、これやっぱ聞

いておけばよかった，ここ聞きたかったというのが出てきたというのが事実
でございました。

司会者

評議の日程を含めた全体の審理日程ですね。これをもうちょっとゆとりの
あるものにしたらどうかという御指摘ですね。

1 番

そうですね。基本17時までというので、きゅっとなっている部分が、や
はり素人を入れるということを考えると、その辺りはあってもいいのかなと。
私自身担当させていただいた事件は、裁判日数が8日だったんですけれども、
期間で言うと3週間担当していました。なので、延びて大丈夫なのかという
と、それなりにいろいろあるとは思いますが、型だけやればい
いというものではないと思うので、あるべき姿で言うと、きちんともう少し
時間をかけてもいいんじゃないかなと思います。決して雑だったというわけ
ではないです。もっとよりよくやりたかったという意味です。

司会者

ありがとうございます。全体の日数が延びると、お仕事をその分たくさん
休んでいただかなければいけないとか、あるいは御家庭にもたくさん日数
御不便をおかけするとかいう点が出てくるかと思うんですけれども、むしろ
一日二日の延びぐらいであるならば、ゆとりのある日程で評議もやりたいと
いう御感触でしょうか。

1 番

そうですね。私のケースでいくと、一応仕事の都合みたいなのはあるんで
すけれども、約3週間にわたって断続的に抜けますという話をしたときに、
すごい大反対に遭うかと思ったんですが、逆でして、そんな大役を背負った
んだからしっかり役目を果たしてこいと、そういうふうに背中を押されて送
り出されましたので、裁判員制度というものを世は受け入れようとしている

ので、そこはいいふうに乗っかってもいいんじゃないかと思います。

司会者

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

7 番

評議については、確かに裁判官の方がすごくよく私たちをリードしてくれて、声が大きい人、発言をよくする人だけでなく、何も話さないタイプの方からも一生懸命引き出して、全員から均等に意見を引き出そうと努力しているのがよく分かりました。なので、すごくスムーズでした。先ほど6番の方からも話が出ましたけれども、結局量刑をどうやって決めるかについて、前例もあるし他の事件との関係もあるし、公平性などもあるので、こうやって決めるというのはよく分かるんです。4月に裁判員裁判の事件で懲役14年という判決が出た。そのときに自分はどう思ったかという、裁判員を経験したから、なるほど、ちょっと長いぐらいかなという感覚だったんです。ただ、被害者の方はたった14年で出てくるかと思うと生きた心地がしない。あと一般的な、私の周囲の人間も同じように言っていた。ここがやっぱり世間の人とのギャップだと思うんですね。この裁判員裁判ができたそもそもの趣旨というのは、一般人と法曹界のギャップを埋めようということがあったんじゃないかと思うんですが、なかなか埋まってないなと。結局私たちも似たような類似案件のデータベースを見せていただいて、ただ、ちょっと特殊性のある事件だったので、類似案件が非常に少なく、本当に数件しか参考にならなかったというところもあって、そのデータベースはすばらしくいいと思うんですけれども、その辺のギャップが埋まるにはまだまだ時間がかかるのかなというのが感想でございます。

司会者

ありがとうございます。7番の方の御担当になった事件は、先ほど御紹介したように、検察官のほうは過剰防衛だと言い、被告人のほうは正当防衛だ

と言っていましたが、この正当防衛とか過剰防衛といった概念の説明は腑に落ちるものでしたか。

7 番

それは大丈夫でした。すごく分かりやすかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。1 番の方は、責任能力というものが問題となる事件だったと思いますが、心神耗弱についての説明は、十分に理解できるような説明でしたか。

1 番

そうですね。私のケースで言いますと、検察側と被告側の両方から医師が出てきました。検察側の証人に関しては出廷もして、その場で専門用語の説明を私たちのほうから直接聞くこともできまして、担当されたドクターの方も裁判でそういうのを証言する経験がおありのような感じがあったので、すごく分かりやすく説明をしてくださいました。例えば、実際、薬を被告人が飲んでいたという事実があるんですけど、その薬自体がどういう作用を引き起こすのかとか、そういうところまで詳しく聞けたので、心神耗弱という言葉を理解するというよりは、実際にこの事件にあったファクトからどういう影響が出るかという説明をいただけた感じです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。要するに、評議の場だけではなくて、その前提となる公判審理の中で、今ファクトとおっしゃいましたけれども、そこを頭に入れることができ、全体としての理解が進んだということでしょうか。

1 番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょう。評議そのもののありようについて、何かもうちょっとここはこんなふうには考えられないかなという御意見があれば、ぜひお出しいただきたいんですが。2番の方はいかがでしょうか。

2番

気になったのは、先ほど7番の方がおっしゃったように、やっぱり国民の方が見られるのは最後の量刑のところの情報だけで、どのように審議されてなんていうのは全然興味もなくて、結果そこしか見ないという中で、裁判員裁判のもともとの目的とそことのギャップを今後どういうふうに埋めていくのかと。一億何千万人の国民の全員にやってもらうのかとか。結局そこが回らない限りは、この制度自体本当に意味があるのかなというのをちょっと感じてはおります。

司会者

でも、2番の方はもともと何の興味もなかったけれども、これを経験していただいて、宝くじに当たったと思っていただけたわけですね。大きな成果だと思っています。5番の方はいかがですか。

5番

私が担当した案件では、検察側が22年求刑されていて、私もそのデータベースを見せていただいたところで、みんなでどれぐらいの刑にするのかというのを決めていきました。最終的には17年になったんですけども、特に被告人も高齢な方でしたので、その年数を考えると非常に重みがあって、みんなそのことを考えるとちょっと暗い気持ちになりました。ただ、刑なので決めなくてはいけないし、そこまでみんな話し合っていたんですけども、最後そこを決めるのがちょっと、時間がすごく、ざっくり例を見せていただきながら、みんなでこれぐらいかなということになっていったんですが、あともう少し、何か違う角度から見ることではできなかったかなとは思いました。

た。

司会者

ありがとうございます。それはもう少し時間をかけて、その結論が本当にこれでいいかなという検証をするような機会が持てたほうがより安心だったかなということでしょうか。

5番

ケース・バイ・ケースだと思うんですけども、年齢のこととかもあって、この方が刑を終えて出てきた頃にはこのぐらいの年で、どうするんだろうみたいなどころをみんな考えたので。

司会者

3番の方はいかがですか。評議そのものに関して。

3番

私も、2番の方がおっしゃられたように、裁判で決まったことだけしか国民に伝えないのではなくて、裁判員制度でこういうふうな流れでこういうふうになったんだよというのを分かりやすくマスコミの方でも書いていただいて、それを見られるようになれば、もっと広く安定というか、なっていくんじゃないかなと思いますね。

司会者

評議で話し合われたことは判決という形で結実して、それが表に出ていくのだとは思いますが、やっぱり判決を読んだだけでは、あれだけ評議で濃い議論をしているといった辺りがなかなか伝わらないという御感触でしょうか。ありがとうございます。検察官のお立場から評議そのものに関して何かお聞きになりたい点はございますか。

北菌検察官

特にありません。

司会者

弁護士のお立場からはいかがでしょう。

前田弁護士

皆さんが評議中にごらんになった資料なんですけれども、いわゆる当事者、検察官・弁護人から配布されたものなどは役に立ったのか、裁判所からも資料をいただくことがあると思うんですが、そちらのほうをよくごらんになったのか、その辺り忌憚のない御意見をお伺いできればと思います。

司会者

審理の初めに検察官・弁護人双方が行う冒頭陳述のメモがあると思います。それと、審理の最後の部分で論告求刑と弁論をされますので、これの要点が書いてあるメモが、双方あると思います。裁判所から何か差し上げるというのは、実はあまりないかと思いますが。

7番

私の裁判長が常々おっしゃっていたことは、あくまでも裁判で出された証拠に基づいて評議をしますということです。なので、そこに出たもの以外の提示はなかったと記憶してます。ですから、論告と弁論とあって、それから出された証拠をそのままいただいて、DVDとかもありましたので、そういうのを何度も見直すとかはありましたけれども、そこで出たもの以外は一切何もございませんでした。

前田弁護士

ありがとうございます。

司会者

他の方はいかがでしょう。

1番

裁判所からいただいた資料というのは、特にございません。量刑グラフを見せていただけるとい程度です。検察側の資料と、弁護側の資料に関しては、著しいプレゼンスキルの差がございまして、弁護士が出してきた資料は、

昔ながらの法曹界のデフォルトである連体形で、A3で3枚にわたってひたすら文章を書くというもので、要旨をつかめという、それなりに読み込まないと分かりづらいというものでした。分かりづらいのも絡んでやろうというテクニックなのかなとも思いますが。その一方で、検察の方は、裁判官に対して理解しやすいようにということも含め、裁判員制度というところで表に出るということも意識されているのでしょうか、きちんと図を入れるなり、箇条書きで要旨をまとめるなりというところで、一般企業でこれはよいとされるドキュメントですね、ドキュメンテーションという形でまとめられていたので、分かりやすさはもう比較にならないです。私のケースでは、そうでした。以上です。

司会者

ありがとうございます。

3番

私もそこはとても印象に残っていて、検察官は法廷の中で本当に理路整然と、誰が聞いても分かるよね、丁寧だよねという説明をしてくれたんですけども、国選じゃなくて私選弁護人の方は、主任弁護人がちょっと話を聞き取りづらかったというのが一つで、あと、他の若い弁護士もいらっしゃるんですけども、その方は熱血過ぎて、ちょっとすごいねというぐらいな感じがあったんで、後でみんな戻ってきたときに、あれはちょっと差が出ちゃうよねみたいな話になってたのがとても印象的でしたね。

司会者

7番の方、どうぞ。

7番

同じです。プレゼンスキルの差は歴然、そのとおりでございまして、本当に検察はカラーを使い、絵を使い、分かりやすく箇条書きでまとめて、全部理路整然としてたんですが、弁護側の資料は同じA3で1枚なのに何でこん

なによく分からないのか。論点も分からなければ何をしゃべってるのかも分からない。正直、検察主導で全て進んでしまったというところですよ。でも今ふと振り返ってみると、検察は検察庁という組織の中で教育がきちりなされてるんだらうかと、弁護側はそれぞれ独立してるからそういう体制がないのかなという気がいたしました。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、続いて時計をさかのぼっていただいて、評議の前提となっている審理のあり方に焦点を当てて御意見、御感想を伺いたいと思います。その前提として、審理は、最初に人定質問や黙秘権の告知などの冒頭手続があって、メインとなる証拠調べの手続では、双方の冒頭陳述があって、書証の取調べや証人尋問、被告人質問などの証拠調べがあって、最後に、論告・弁論という形でまとめがあって結審となります。その後、本格的な評議というふうに進んでいくわけですが、この審理を終えた時点で、皆さんの頭の中がイメージとしてどんな感じだったのかというのを教えていただければと思います。例えば、今回自分たちがやっている事件というのはこんな事件で、この辺に争いがあって、検察官はこういう主張をし、弁護人はこういう主張をして、証拠はこういうのがあったけれども、大体こんな感じの結論になるのかなというような御自分なりのある程度の見通しが立っているような状態なのか、事件はこんな事件だらうかと分かったけれど、検察官も弁護人もいろいろ意見を言うし、いろんな証人が出てきていろんな話をするし、さてこれはどうしたものだらうかというような御感触だったのか、それ以外の御感触というのもおありだらうとは思いますが、大体どんな状態で審理を終えられたのか教えていただけませんか。

7番

さっき一度言いましたように、結局証人にもう一度聞きたかったということが多々ございました。なのでちょっと不完全燃焼で審理を終え、評議に入

ったという状態です。裁判で出ている話なので言っていると思うんですけども、実は求刑が5年で弁護側が5年と言ったんです。それなら5年で決まりじゃないかと。ただ、そこで主任弁護人が、すいません、誤記です、3年ですと。みんな、正直、ええっというところでしたね。不完全燃焼に加えてそれはというのが正直なところですよ。手元にある資料はちゃんと誤記訂正されておりました。うーんという感じでした。

司会者

ありがとうございます。証人の方にもっと聞きたかったというのは、逆にどこが分からないかは分かっていたということでしょうか。

7番

そうです。評議に入る前に、裁判が終わってその後みんなで話し合うというのを繰り返しているうちに、あっ、ここってどういうことだったんだろう、結局、正当防衛だったか過剰防衛だったかを話す中で、一体そこで何が起こってたんだろうという事実が、示された証拠や防犯ビデオの画像しか分からない。見えてなかった部分はどうだったんだろう、あの証人は見てたよね、そこをもう一回聞きたかったというようところがございましたので、証人を呼ぶ順番は、証人の方の御都合もあると思うんですけども、こちらもそれなりの準備をしてから証人の話を聞きたかった。結局、証人に聞く前に、どういう証人が何を話しに来ますとかも一切なく、それがルールなのかもしれないんですけども、いきなり聞いてでは分からないですね。だから議論はし尽くせなかったかなという気がしますね。

司会者

検察官の冒頭陳述で、検察官としてはこういう事実を証拠で立証します、その言い分を裏づける証拠としては、誰かの証言であるとか、証拠書類があるという話が多分されたと思うんですが、そういうものはなかなか記憶に残りづらいですか。

7 番

そうですね。最初は事実を追うので精いっぱいな感じでした。

司会者

そこは、例えば証人尋問で言えば、この証人からはどういうことを聞くという辺りをもう一度アテンションしてほしいという感じですか。

7 番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。どうぞ。6 番の方。

6 番

審理の前に公判前手続というのがあると思いますけど、裁判員はいきなり審理で、その前の検察官と弁護人と裁判長の話合いというのは見えてないわけですね。いきなり審理という形で臨むわけです。それで、争いはありませんという中で、検察官の主張の他に、分かりづらい、もっと知っておきたいというようなことについては、被告人又は証人、情状証人とかに裁判員が直接説明を求めるということで、かなり私のグループの場合には裁判員の方が積極的に質問をされて、弁護人が慌てて発言を求めたりというようなこともあったりして、審理自体についてはそれなりに充実していたのかなと思います。

司会者

御指摘のとおり裁判員裁判の場合は必ず公判前整理手続という手続を踏んで、裁判所、検察官、弁護人、法曹三者で争点と証拠の整理、審理計画の策定というのを必ずやります。その際には、この事件で本当に大事な事実は何かというのをぐっと絞り込んで、結論にあまり影響のない情報をたくさん裁判員の皆さんに与えて混乱させるよりも、本当に結論に影響を与えるような、事実認定にしろ量刑にしろ、そういう事実関係に絞り込んで主張・立証を法

廷でしていくと、こういうような審理を考えているわけです。今6番の方がおっしゃったのは、ちょっと絞り込み過ぎかもしれないという御指摘につながるのでしょうか。もうちょっと幅広であってもいいのかもしれないと、裁判員の皆さんはもうちょっと周近的なことも気になって知りたいというところがあるのではないかとこの御指摘でしょうか。

6番

例えば、事件の取上げ方として強制わいせつ致傷なのか、あるいは強姦未遂なのかというような、そのような見方ですね。そういうのはもう既に強制わいせつで入ってきちゃってますから、それに対しての判断というふうな形で進みますので。

司会者

そこは検察官の起訴裁量なので、そこに拘束力があるので、なかなか制度上難しいところもありますが、御指摘の趣旨は理解いたしました。他はいかがですか。どうぞ。1番の方。

1番

今6番の方がおっしゃられていた罪状が何かのところから裁判員が始めるのはどうかというところについては、多分それは終わらなくなってしまうような気がするので、私個人としては、こういうテーマのもと、この裁判、この検討を進めていくのであるという指標が一つあったというのは進めやすかったように感じてます。あと、評議に関しては、先ほどもうちょっと時間をかけたかったという発言をしておりますけれど、審理に関してはあまりそう思っておりません。理由は一つ明確なものがありまして、そもそも1年半ぐらい前の事件を裁判しているという状態で、当事者、被告人もそうでしたが、何せ1年半前なのでというところで、今回の私が担当したものが心神耗弱を争う部分もあり、それは事実なのか推測なのかという確認が結構多かったですね。時間をかけて聞いても、やはり1年前の出来事を、どれだけそれが

真実なのか。当事者が語っているけれども、人間は記憶の書換えを行う動物ですから、時間をかけ過ぎても、偽と言うと言葉は悪いですけど、何か作ったストーリーに対して一生懸命裁判をするということにもなりかねないと思うので、時間に関して言うと適当だったかなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。審理の終わった段階の状態はどんな状態でしたかという話から、むしろ審理のありようそのものにお話が進んでいますので、このままお話を伺っていきたいと思います。今の1番の方の御意見を踏まえて考えると、事件が起こって、捜査が終わって起訴がされたのであれば、できるだけ間を置かずに記憶の新しいうちに裁判をやったほうがベターということになるんでしょうね。

1番

そうですね。被告人本人が、いや、もう1年半前のことですよというようなことを何度か漏らしていたぐらいなので。

司会者

ありがとうございます。どうぞ。7番の方。

7番

私の事件でも車にひかれて亡くなられた被害者の方がいらっしゃり、その場をいろんな角度から見ていた証人が何人か出てきたんですが、そうは言っても何年前のことですからというような発言が多くて、ここはどうでしたか、あそこはああでしたかとみんなで細かく聞いていきたくなるんですが、結局覚えていないと。そういう意味でも、早いほうがいいんだろうなと思いました。

司会者

ありがとうございます。ここは我々にとって一つの課題なんだろうと認識をしております、できるだけ法廷では生の体験を語っていただくほうが証

掘調べとしては分かりやすいはずで、その生の体験を十分に語ってもらうためには、体験と語ってもらう証言の間は短いほうが良いということはもう御指摘のとおりと感じておりまして、今後引き続き改善、工夫を重ねていかなければいけない部分だろうと考えているところです。どうぞ。2番の方。

2番

審理の進め方でちょっと気になったのが、休廷が多過ぎかなというのがありました。多分、裁判員裁判ということで、こういったものに慣れてないところへの配慮かと思うんですけれども。審理が始まるとやっぱり緊張感があって、休憩すると抜けてという、オン・オフを繰り返し過ぎるのも結構負担になるのかなというのがあります。例えば、1時間に1回休憩を入れるんじゃないくて、せめて2時間ぐらいは続けてやってしまうとか、オン・オフを繰り返し過ぎないというところにもうちょっと配慮が必要なのかなと思いました。仕事をやっても1時間に1回休憩してたら多分怒られますので、せめて2時間とか。一般的なセミナーでも2時間ぐらいの枠というのは、そういった原則からできてるのかなというふうに思っていますので、その辺りはうまくやったほうが良いのかなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。我々としては1時間ぐらいでお休みを挟んだほうが良いのかなと実は配慮しているつもりですが、逆に必ずしもそうでもないということですか。どうぞ。7番の方。

7番

私のときも休廷は多かったですけれども、そのときは証人に1時間話を聞いて、休廷してから質問に入ったというふうに、タイミングを計ってくださって、いろいろ証言を聞いた上で、ちょっと皆さん頭の中を、裏で整理しましょうかとか、質問は何かありますかとか、質問が重複しないようにとか、そういう場合はここまで聞いたほうが良いんじゃないですかとか、アドバイ

スもいただいたりしましたので、私のときも多かったんですけど、それはそれでよかったです。

司会者

証人尋問だと、検察官の請求した証人であれば、検察官の主尋問が大体1時間ぐらいで、終わったら一度休憩して、今度弁護人の反対尋問を三、四十分ぐらい行ったら一度休憩して、裁判員の皆さんあるいは裁判官から補充的に尋問することがないかということのをちょっと打合せをするというのが一般的なやり方かと思います。補充尋問前の何を聞くかというような打合せのための休憩はあったほうがいいでしょうね。

2番

評議室までの移動も結構面倒くさいなど。全員で移動するので。往復するだけで5分、10分はかかっているの、そこは改善されるほうがいいのかなど。

7番

私たちは移動せずに法廷のすぐ裏で休憩しました。

司会者

そういう方法もありますね。ありがとうございます。休憩をどんなタイミングでどのぐらいの時間で入れていくのかといった辺りも、これから更に検討していかなければいけないですね。どうぞ。1番の方。

1番

タイミングで言うと、7番の方のおっしゃっているように考えをまとめるという作業時間のタイミングで休憩に入ったのはすごくよかったです。ただ、質問だけして、20分ぐらいしかいないで休憩してまた出るというところに関しては、やはり集中力の問題で、2番さんがおっしゃるようにもうちょっと改善してもいいのかなと思いました。あとは、東京地裁の建物の問題になるんですが、私が担当したとき室内がものすごい暑さだったんです。あんな

暑さの中1時間以上というのは正直大分つらかったので、そこが改善されないと長時間というのは現実的に厳しいかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。補充尋問をする前には打合せの休憩が要るけれど、補充尋問をして次の証人の尋問を行うときは、むしろ続けて行ったほうがいいんじゃないかという感じでしょうか。もちろんケース・バイ・ケースではあるんでしょうけれども。そんなことでもいいかもしれないということですね。ありがとうございます。4番の方、何かお感じの点はないですか。

4番

若干全体的なお話になってしまうかもしれないんですが、私が担当した事件は強盗致傷で、事実関係については被告人が争っていないというところで、審理が終わった段階でどのような状態だったかというところ、争点としては、被告人がちょっと若かったことと初犯だったことで、情状酌量で執行猶予を付けるかどうかというところでした。それを決めなければいけないという当日まで、正直私自身は本当にこれでいいのかともものすごく迷ってまして。とはいえ、自分が貴重な一票を持っているわけなので。全体を通して思ったことは、人それぞれ、結論がすぐ出る人と結論に至るまでがちょっと時間がかかる人というところですね。あらかじめ組まれたスケジュールの中で動かさないといけないというのはもちろんよく分かるんですけども、一般市民を巻き込んでやるということは、そういったところに何らかの工夫ができないのかなと、具体的にこうすればいいという提言があるわけではないので申し訳ないんですけども、そこは何となく思いました。

司会者

ありがとうございます。4番の方は、ぎりぎりまでお悩みになった。もしもで結構なんですけれども、もしその審理で、例えば検察官がこんなことをしてくれればそこまで悩まなくてよかったんじゃないか、あるいは弁護人が

もうちょっとこんなことを考えてくれればよかったんじゃないかとか、あるいは裁判官のほうでこの辺にもうちょっと配慮してくれればそこまで悩まずに済んだんじゃないか、というようなことはないですか。

4 番

そうですね。審理の日程が連日、私の場合は4日間だったんですけれども、4日間連続でそれを行ったというところで、自分の感覚で言うと、その間に1日あったりとか、もう少し考える時間が欲しかったなという思いはありました。

司会者

そこは先ほど1番の方にも伺ったんですが、1日お休みの日を入れるとなると、全体としては裁判員をお願いする日数が増えてしまうのですが、お仕事や御家庭の関係でも、1日ぐらいならむしろゆとりがあって頭を整理するというか、そういう日もあって裁判員の職務を全うできたほうが良いという御感触でしょうか。

4 番

そうですね。今の裁判員制度というのは裁判員の方が6人で裁判官の方が3人、基本的にその構成だと思うんですけれども。伺ったところによると、その1人でも審理の間に欠けてしまうと、また最初からやり直しとなると。

司会者

そうですね。補充裁判員の方を入れていただいて。

4 番

補充裁判員の方もいなくなってしまうと、やり直しになると。なので、もちろん責任が重いことは重々承知なんですけれども。例えば人数、補充裁判員の方をもう少し増やして、ある方が今の段階ではまだ結論が出せないで辞退するとか、そういったことはあまりないかもしれないんですけれども、いろんな場合を想定して、何かそういうのが整っていると、よりいろんな考

え方を持った人に対してバランスよく審理が進むような内容になるのではないかなと思ったんですけど。ちょっとうまく言えないんですが。

司会者

ありがとうございます。先ほど、論告と弁論のプレゼンスキルに格段の差がある場合があるというお話がありましたけれども、当事者双方の冒頭陳述はどうですか。両方の冒頭陳述を聞けば、今回の事件がどんな事件でどの辺が問題になっていて、どの証人の話のときにどういう観点から集中して聞けばいいのか、というような辺りは、先ほど7番の方はそうそうたやすく頭に入らないという御指摘だったのですが、他の方はどんな感じでしたか。8番の方はどんな御感触ですか。

8番

そうですね。私のほうは、殺人未遂罪が成立するかという論点があって、殺意がないと確信できたときだけでなく、殺意があったかどうか分からないときも殺意があったと認定してはいけないとありますよね。本当に私のような全くの素人の考えでは、もし間違えてたら本当にこの被害者は死んでたかもしれないというようなことがあると思います。被告人は、以前に薬をやっていたという経験もあり、一方、その被告人の御両親が、一生懸命監督や指導していくということを訴えて、また、被害者は被告人の刑を軽くしてほしいという理解を示していました。私としては、被告人は突発的な感情の起伏がかなり激しいような感じも受けていたので、もう二度とこういうことが起こらないように本当に更生するまで刑に服してもらいたいという考えがあったのですが、御両親がこんなに一生懸命やっていたり、被害者の方もすごく被告人の刑を軽くしてほしいというようなことを言っていたことが今後に活かされていけばいいなとは思っています。

司会者

ありがとうございます。審理のありよう、あり方について、この点だけは

言っておきたいというようなことがおありであれば。どうぞ。6番の方ですね。

6番

性犯罪の場合には被害者が出廷するというのはまれじゃないかなと思うんですね。私が担当した事件でも被害者の方は出てこなくて、和解書のようなものは提示されて、被害者が許していますというのを疎明してましたけれども。本当のところ、生の声で被害者の人の声を聞いてみたいという、ちょっと欲求不満が残りました。法廷というのは、衝立をしてそこで被害者の方が発言するといった、いろんな例があるようなんですけど、もっと本人の意見が聞けるような仕組みというものが何かあったらいいなと思います。

司会者

ありがとうございます。6番の方の御担当になった事件は、被告人のほうも事実関係を認めている、いわゆる自白事件であったということも影響しているのではないかなというふうに思います。その一方で、生の体験供述を法廷で聞くというのが審理の基本ではないかという御感触ということになりましようか。

6番

はい。

司会者

ありがとうございます。審理の関係で何か検察官・弁護人のほうからお聞きになりたいことはございますか。

北菌検察官

特にはないです。

前田弁護士

特に弁護人の尋問について思われたところがあれば、また忌憚のない御意見をお伺いできればと思います。

7 番

冒頭陳述もさることながら途中も本当に分からなかったです。あと、主任弁護人、後ろで構えてる偉い方ですね、多分。前に出てらっしゃる方はそれでも一生懸命だったんですが、後ろの方が途中で本当によく分からない発言を挟むんですね。なので、正直言って私が担当させていただいた裁判は、検察がフォローしてくれなかったら本当によく分からなかった。あと必要な図を全部用意してこないの、検察が貸してあげるとかですね。弁護側の準備や論理的な説明が本当に物足りなかったところがありました。あと、主任弁護人でしょうか、感情に訴えるような発言しかなかったの、ドラマで見るような弁護術というのは一切見られなかったですね。正直ちょっとがっかりしました。

2 番

私の担当したところも全く同じ感じでした、裁判長から弁護人は何を言いたいんですかという補足が入るぐらいのレベル感でした。これは何か弁護士さんというのはあまりやる気がないものなのかというふうな印象を持ってしまって、他の裁判でもやっぱりそういうのがあると、弁護士さんの存在意義というのはそもそもあるのかなという怖い世の中になってしまうので、そこは今後の法曹界の改善課題になるのかというふうにはちょっと感じました。

司会者

忌憚のない御意見、ありがとうございます。やる気のある弁護士の方はたくさんいらっしゃいます。どうぞ。3 番の方。

3 番

極論でしょうけれども、私選弁護人と国選弁護人だと変わってしまうというのは、基本的にまずいですよね。それが法廷の場であつたら余計だと思うので、検察官の方のように、理路整然は当たり前ですけど、これだけちゃんとやっているんですよ、弁護していますよというのを見せられたほうが賢明

だと思えます。偉そうな意見ですいません。

1 番

私が担当したケースでは、弁護士の方がちょっと年配の方でした。質問も舌鋒鋭いという感じではなかったのも事実ですし、資料が足りなくて検察から借りていたというのは、こちらでもやはり起きていました。機器を使うというと、このマイクをオンにしてくださいというのを結構忘れていて指摘をされたりしていて、そういうのは先ほど7番の方もおっしゃってたんですけど、組織としてのフォローがあるかないかでも結構違うんじゃないかと思っ
ていて。要は、何かしゃべり方がもごもごしているとか、文章がよく分からないとか、それって裁判で争う本質ではないと思うんですね。本質じゃないところで人を巻き込んで、本質を追求していけないというのはちょっともったいない。ましてや弁護士の方というのは司法試験という難関を突破された
すごく力のある方たちだと思うので、その方たちが本質で闘えるようなフ
ールドを各弁護士会でも検討されていくといいんじゃないかなと裁判員をや
ってすごく思いました。

司会者

ありがとうございます。最後、非常に建設的な御指摘をいただきまして。
それだけ弁護士に対する期待は高いということなんだろうと思います。あり
がとうございました。

甲社A記者

甲です。代表質問を1問させていただきます。いろんな話が出てきたので、
かなり重なるんですけども、裁判員を経験しての感想とか制度の改善点と
かで、まだ言い足りなかったことがあれば順番に言っていただければと思
います。よろしくお願ひします。

司会者

例えば今後の裁判員裁判にこんなことを望むとか、我々法律家については

この辺をもうちょっと工夫したらどうかとか、この辺を改善していったらいんじゃないかとか、こういう話でよろしいですか。

甲社A記者

はい。

司会者

どうぞこれも御忌憚のないところをお聞かせいただければと思います。

7番

2点ございます。一つは企業とか社会に対するアピールですね、私の友人に小売業をやっているグループがおりまして、自分自身は会社員のグループということで、会社員のグループはどちらかというとなかなか積極的なんです。この話をするとすごく乗ってきて、自分もやりたい、いいなあみたいなの、もう羨ましがられる。小売業の友人は、へえ、そんなこともあるんだ、でも自分たちには関係ないよねと。やっぱり休めないんですね。そこの制度を何とかしておかないと、裁判員がだんだん同じような人の集まりになってしまう。今回私のチームは8名一般人が入りましたけれども、全員30代から50代の会社員でした。とても均質だったんです。いいことなのか悪いことなのか、主婦のような方もあってもいいし、もう卒業されたような方もあってもいいし。何でなんだろうと思ったら、年末に何かしら休めるのは制度の整った会社だけだよと。会社の中でも、8人のうち7人までは裁判員裁判の特別休暇制度が整っていて、行ってらっしゃいと送り出された。1社だけまだ何もなくて、会社でこれから協議するというのがあったので、やっぱりこれから制度を整えてもらうという社会側に対してアピールをもっとしていかないと、似たような人しか来なくなるというのは感じました。それが1点。あと、私がたまたま裁判員になる直前に裁判員裁判のドラマを民放で見たんです。2時間ドラマになってまして。何かすごく説明チックで、補充裁判員が2人いますとか、何かそういうドラマがあったんですよ。それを見て、全ての流れ

を自分の中で把握していたので、すごく入っていきやすかったです。ああい
うドラマとか、宣伝もなさったらどうかと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございます。非常に建設的な御意見をいただいたと思います。
小さな気づきでも結構ですので、どうぞ教えていただければ幸いです、い
かがでしょうか。

1 番

私のほうは3点あるんですけども、1点目は、経験してみてもすごく変わ
ったことがありますて、新聞で何々事件判決が出ましたという3行4行ぐら
いの記事があると思うんですが、そこに書いてあることを読める深さがもの
すごく変わりました。要は、衝立があつてどうのこうのというのが書いてあ
つても、それはどういう状況だったんだとか。そういうのがあるので、報道
の方も法曹界の方も、来ればウェルカムで誰でも見れますよというのはある
と思うんですけど、それ以上にもうちょっと裁判の実態、中身はどうなので
あるというのを知らしめてもいいのかなというふうに思いました。2点目は、
裁判員の安全性は気になっていて、広い法廷といっても普通に考えると結構
な至近距離で被告人の方と向き合い、被告人側の証人の方がグループでいら
したりというのもあつたので多少怖いなという部分がありました。裁判員を
やるという話を人にすると、まず安全面で大丈夫なのというのを数名から言
われているのもあり、実際に北九州で声かけの事件が去年もあつたと思うん
ですけど、そういうところのケアがもうちょっとあると安心して入ってきや
すくなると思いました。3点目が、今年に入って裁判員裁判で出た死刑判決
が破棄されるというのが2件あつたと思うんですが、たとえ求刑が1年であ
つても、評議で評決することの大変さ、人の人生を決める重さというのはも
のすごいプレッシャーであり、重大決心であります。三審制という制度のメ
リットももちろんあるんですけども、死刑判決が破棄されてしまう状況と

というのは、何かもうちょっと改善できるんじゃないかと。破棄できなくしろという意味ではないです。その死刑判決に至った経緯は妥当なのかといったことも含めてですけど、何かそういう部分、要は裁判員が何日も集まってきたのに、ほごにされたというのと一緒になってしまうので、そういう状況が今後改善されていくといいなと思いました。

司会者

ありがとうございました。北九州の声かけの件は、かなり特殊な状況であることだけは御理解いただければと思います。ただ、御指摘はごもっともなところがあるので、今後引き続き我々も考えていかなければいけないと思っております。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

6 番

裁判員の名前について、弁護人のほうに渡っているという話を聞いたことがありまして、それが事実かどうかというのはちょっと私は分かりませんが、渡っているとすれば、加害者にそれを開示しないようお願いしたいということ。それと、裁判員裁判で裁判員が関与した案件で控訴されて破棄されるという事件が目立つということは、過去のしがらみと市民感覚との乖離という意味では如実に現象が現れているのかなということで、これを積み重ねていくという意味において裁判員裁判の意味合いがあるのかなと思います。評議の内容については開示してはならないことになってはいますが、ある程度その事件とひも付きにならない形でデータベースとして、例えば評決があつてどういう状況だったのか、例えば判事が1人入って、裁判員6人が賛成し、判事2人は反対し、それで評決に至ったとかですね。そういう内容について、ひも付きにならない形である程度データベース化したものを検証する、アセスメントするということは今後必要になってくるんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございます。裁判員をお務めになった方の御氏名等が弁護人を

介して、被告人側に渡るといようなことはないですね。

前田弁護士

ないです。大丈夫です。

4 番

運用の話なんですけども、裁判員の候補者になって呼ばれる日があるんですけども、その翌日からもう審理がスタートするという日程でありまして、その呼ばれた人たちは数十名いらっしやって、それぞれがその日程を押さえた上で来られているかと思うんですね。それだと、選ばれた人たちはいいんですけども、選ばれなかった人たちは無駄に押さえてしまったことになると思うので、例えば、決める日から実際にスタートする日が1週間空くとか、そういう工夫があってもいいんじゃないかなと感じました。

司会者

ありがとうございます。今4番の方から運用に関して御指摘がありました。が、制度的なことに限らず運用面に関しても言い足りなかったことがおありであれば、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。大体こんなところでしょうか。

乙社B記者

乙のBと申します。本日は長い時間どうもありがとうございます。7番の方から休暇制度をきちんと整えたほうがいいというお話があったと思うんですが、今裁判員制度の中で課題になっているのが、裁判所に呼出しをされて、その選任手続の日に来る人が減っているという問題で、裁判員制度が始まった年は8割ぐらいの方がおいでになっていたんですけども、今は大体6割ぐらいとか、そもそも裁判所に来る人が減っているという問題があります。この点について、まず裁判所に足を運んでもらうためにはどういう工夫があり得るのか、御経験された立場で何かいいアイデア等お考えがありましたら、お教えいただければと思います。よろしくお願いします。

7 番

2 番の方が最初に宝くじと言っていましたけど、私のチーム全員、宝くじに当たったみたい、私の周囲の人間も、年末だったんで年末ジャンボ買ったらというようなことを言ったぐらい、よかったねと。だからまずは、裁判員は大変だし、休まなきゃいけないし、仕事に影響が出てマイナス面がいっぱいあるけれども、やってみたいと思わせる。結構精神的にはマイナスなんですよ。本当に重い気持ちになって人の人生を決める。ただ、やってよかったという充実感には本当にありましたので、やってよかったという声を多く届ける。やってみたい、そこにわくわくした何か、そこに何か新しいことがあるぞと思わせる、そういうふうにしていかないと興味が湧かないんじゃないですかね。そこが一番だと思います。そういうふうにしていくと、会社や企業も制度を整えていくようになると思います。

1 番

人がより来るようにという観点でいきますと、選任手続は会社員で言うと会社の執務時間に当たらない時間帯で開催していただくとか、飲食の方とかは逆に昼間のほうがいい方もいらっしゃるでしょうし、せめて時間を選べるとか、そういうふうにすると、実際に足を運ぶということのハードルが下がるかなというふうに感じました。

乙社 B 記者

ありがとうございました。

2 番

今、選任の日に来ないというお話があったんですけども、そもそも選任に来られない場合は事前に調査票みたいなのでやりとりをして、行けないんだったら行けない理由を書いて出すというのがあって手続の日というのがあると思うんですけども。紙を出して来るという意味を示しているけれども来ないみたいな、そういうパターンが多いんですかね。

司会者

多くあるわけではないですね。当日になってみないと分からないことなんですけれども、行けないという事前の御返答がない方で当日お越しにならない方がたくさんいらっしゃるというわけではないです。ただ、ゼロかといえどゼロではないですけどね。

7番

自分は興味があるので、何人呼ばれたのか見ていたんですが、番号が1番から多分80番ぐらいまであるのに飛び飛びで、でも結局30人しか来てないんだと。さらにその中にもドタキャンした人が何人いるなどというのを見ていたんですけど。ドタキャンはしょうがないにしても、結局あなたは次の裁判員に選ばれましたという中で、本当は制度ができた頃にはよっぽどの理由がない限り断われない制度だったと思うんですけど、それでも何らかの理由をつけて断わってる人がいっぱいいるということですよ。そこが本当に仕方のないことなのか、それともいろいろ理由をつけて来なかったのか、どっちかということかなと思うんです。これは国民の義務であり、周りは協力すべきであるというところが伝わってないのかなと。それが薄くなってきて、裁判員に選ばれても行かなくていいらしいよというふうになってるんじゃないでしょうか。

司会者

もちろん来ていただかなくて結構ですという判断をするときは、法律上決まった要件に該当するから結構ですという判断をさせていただいてるわけなんですけどね。

7番

ただ、私の小売業の友人たちは、もう当然行かないみたいな感じなんです。それは本来は代理人を立てても行くべきですよ、法律に照らし合わせると。なんですけど、そういう人たちは、はなからもう来る気がないんです。

そこを何とかしないと減る一方だと思います。

乙社B記者

どうもありがとうございました。

司会者

それでは、本日は若干蒸し暑い中、約2時間にわたってお付き合いいただきまして、本当にありがとうございました。御指摘いただいた御感想を法曹三者それぞれでもう一度かみしめて、そこに含まれている問題点の指摘であるとか御示唆であるとか、今後の制度の運用の改善にぜひつなげていきたいというふうに思っております。皆様のほうでも、今回でおしまいということではなくて、また引き続き裁判員制度というものを温かく見守っていただければというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

以 上